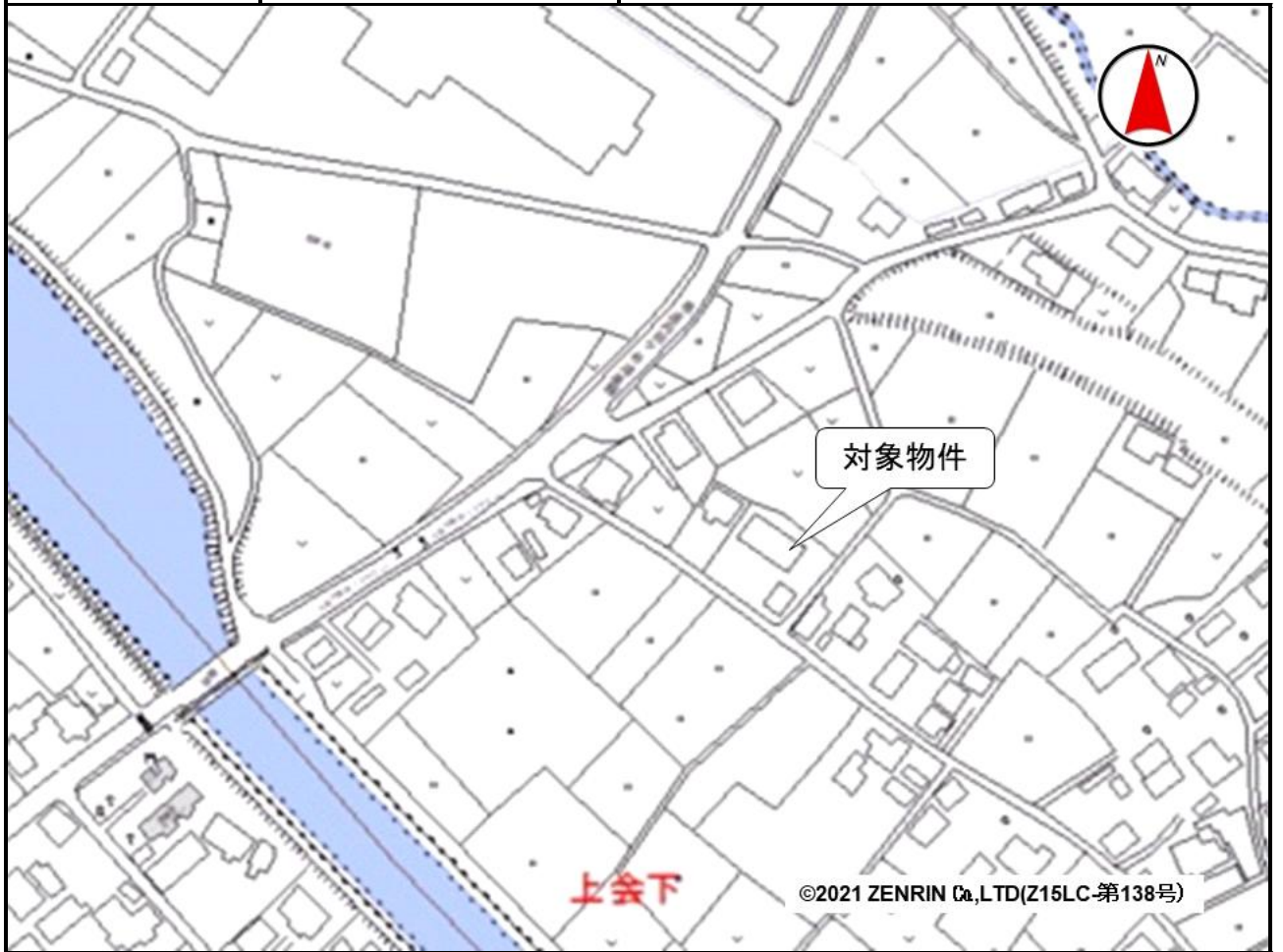


|        |  |        |            |
|--------|--|--------|------------|
| 売却区分番号 | 1689-1   |        |            |
| 見積価額   | ¥14,980,000  | 公売保証金  | ¥2,000,000 |
| 財産の表示  | <p>1 所在 埼玉県鴻巣市上会下字上中島<br/>地番 542番<br/>地目 宅地<br/>地積 802.00 平方メートル</p> <p>2 (主である建物の表示)<br/>所在 埼玉県鴻巣市上会下字上中島 542番地<br/>家屋番号 542番<br/>種類 居宅 事務所<br/>構造 木造合金メッキ鋼板葺2階建<br/>床面積 1階166.66平方メートル<br/>2階119.24平方メートル</p> <p>(附属建物の表示)<br/>符号 1<br/>種類 車庫 物置<br/>構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建<br/>床面積 46.23平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p> |        |            |
| 間取り    | —  | 駐車場の有無 | —          |
| 公法上の規制 | 市街化調整区域<br>建ぺい率 60% 容積率 200%<br>都市計画法第34条11号区域   |        |            |
| 接道状況   | 南西側 幅員約5.0メートル 舗装市道 等高から約0.2メートル高位接面<br>南東側 幅員約3.0メートル 舗装市道 等高から約0.5メートル高位接面<br>当該南東側市道は、建築基準法上の道路に該当しません。   |        |            |
| 地盤・地勢  | おおむね平坦   |        |            |
| 使用状況等  | 対象物件1<br>対象物件2の敷地として使用されています。<br>物件所有者の鉄パイプ製の資材置き用の棚が設置されているほか、暖炉用の薪・廃タイヤ・仮設トイレ・ナンバーのない車両が放置されています。<br>庭先部分は雑草が茂っています。<br>対象物件2<br>平成17年頃建築。<br>物件所有者が使用しています。<br>現在空き家ですが、動産等が残置されている可能性があります。  |        |            |
| 管理状況等  | —  |        |            |
| 特記事項   | 対象物件2は、建物の築造に際し、都市計画法上の開発許可による開発行為によっておりますが、工事完了後においても、一連の工事完了手続きが実施されておらず、手続上の瑕疵が生じた状態で現在に至ります。   |        |            |

|          |   |       |            |
|----------|---|-------|------------|
| 売却区分番号   | 1689-1  |       |            |
| 見積価額     | ¥14,980,000   | 公売保証金 | ¥2,000,000 |
| 一括換価について | <p>対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。</p> <p>なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。</p> <p>対象物件1（土地） 7,630,000円</p> <p>対象物件2（建物） 7,350,000円</p>  |       |            |
| 住居表示等    | 埼玉県鴻巣市上会下542番地  |       |            |
| 最寄駅等     | JR（東日本）高崎線 鴻巣駅 北東方約5.4キロメートル  |       |            |
| その他事項    | 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。   |       |            |
| 留意事項     | <p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。</li> <li>2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。</li> <li>3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。</li> <li>4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</li> </ol> |       |            |

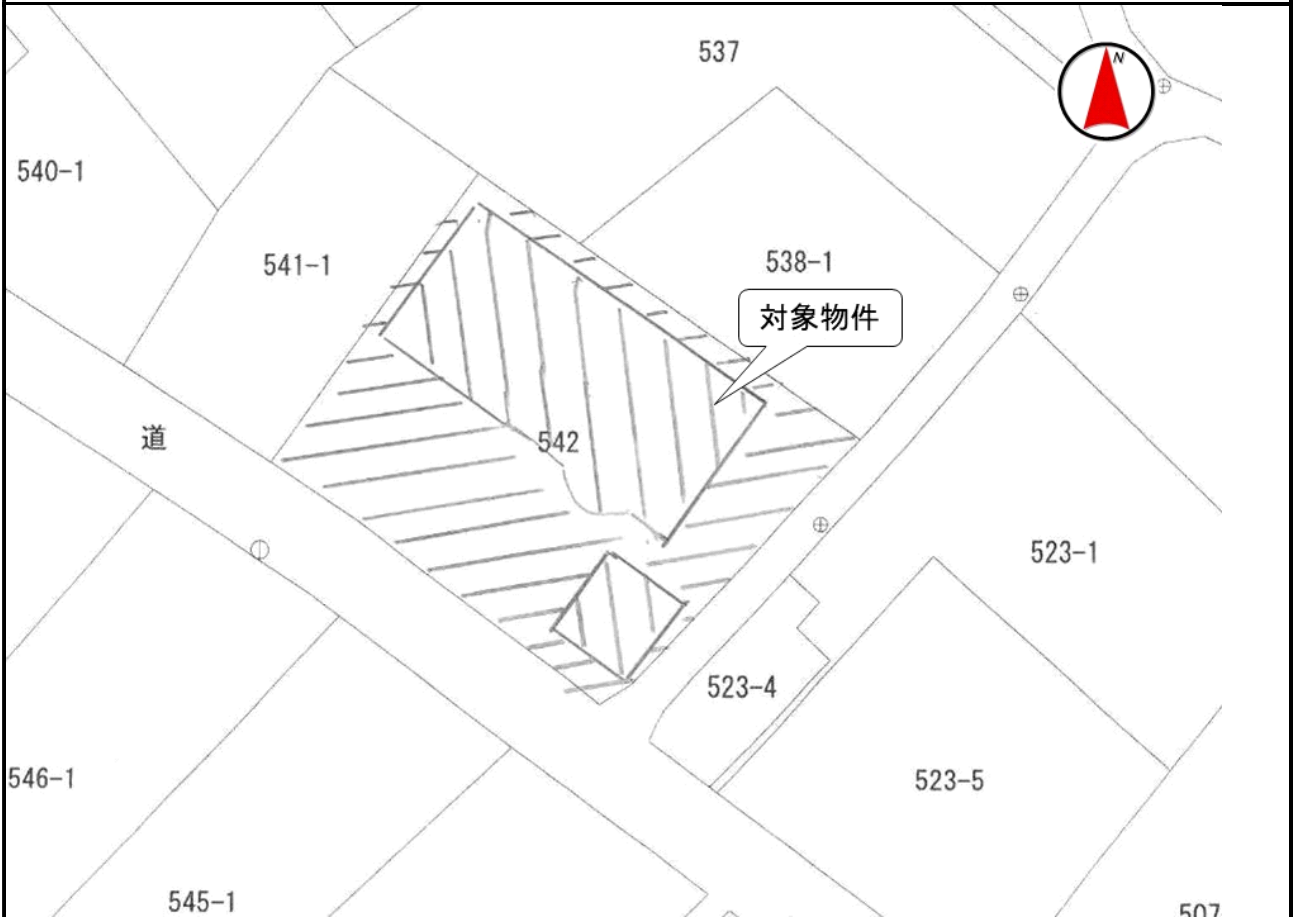
売却区分番号

1689-1



売却区分番号

1689-1



売却区分番号

1689-1

